

8 契 第 985 号
令和 8 年 9 月 30 日

入札参加資格登録事業者（建設工事） 様

会津若松市長 室井 照平
（公 印 省 略）

会津若松市小額工事事務処理要領の一部改正について（通知）

このことについて、小額工事に係る事務の更なる適正化を図るとともに、金額要件を引き上げることとし、下記のとおり「会津若松市小額工事事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」の一部改正を行いましたので、お知らせします。

記

1 主な改正内容

(1) 上限額の引き上げ

昨今の社会経済状況を踏まえ、小額工事の要件である予定価格の上限額を 50 万円未満から 100 万円未満に引き上げます。

(2) 「軽易な工事」の場合の複数者からの見積徴取

小額工事はこれまで 1 者から見積もりを徴し契約していましたが、小額工事のうち、事務処理要領第 2 条第 2 号の「軽易な工事」に該当する場合については、複数者から見積もりを徴し最も低額な者と契約することとします。

(3) 見積書兼請書の様式改正

見積書兼請書（第 2 号様式）の様式を一部改正しています。

(4) その他

事務の適正執行のため、一部事務手続きの見直し等を行っています。

2 適用日

令和 8 年 11 月 1 日以後に発注する小額工事から適用します。

3 その他

改正後の事務処理要領や見積書の様式は、下記に掲載しております。

(1) 改正後の事務処理要領

市ホームページ＞入札情報＞ 8 入札制度＞入札・契約関係例規等

(2) 改正後の見積書兼請書（第 2 号様式）

市ホームページ＞入札情報＞ 9 入札契約関係様式＞見積関係書類

（事務担当：契約検査課工事検査グループ 直通 0242-39-1217）